

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領

平成 22 年 4 月 1 日
22川ま情第319号
局 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(22川ま情第119号。)第3条の規定に基づき、診断士の登録に必要な事項を定めるほか、川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業(以下「診断士派遣事業」という。)を円滑に実施するため必要な事項を定める。

(診断士の業務)

第2条 診断士派遣事業において、診断士は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市長から依頼があったときは、派遣対象者と連絡を取り耐震診断を行うこと。
- (2) 派遣対象者に対し、診断結果を説明し今後の耐震改修について簡単な相談及び助言を行うこと。

(川崎市木造住宅耐震診断士登録講習会)

第3条 市長は、診断士として登録しようとする者(以下「登録申請者」という。)に対し、診断士派遣事業及び川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱(22川ま情第119号)の規定に基づく川崎市木造住宅耐震改修助成制度(以下「改修助成制度」という。)の内容、並びに、診断士としての業務の周知を図るため、川崎市木造住宅耐震診断士登録講習会(以下「講習会」という。)を開催するものとする。

2 講習会は年1回行うものとする。

(登録の申請)

第4条 登録申請者は、川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録申込書(第1号様式)及び診断士経歴書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(診断士の登録)

第5条 市長は、前条による申請において、次に掲げる要件に該当する者を、川崎市木造住宅診断士名簿(第3号様式。以下「診断士名簿」という。)に登録するものとする。

- (1) 原則として市内在勤であって、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有し、かつ、同資格に係る5年以上の実務の経験を有していること。

- (2) 建築士法第23条第1項の規定に基づく登録をした建築士事務所又は登録をした建築士事務所に所属していること。
- (3) 第3条に規定する講習会を受講していること。
- 2 診断士の診断士名簿への登録期間は、当該登録を行った年度限りとする。
- 3 診断士名簿及び診断士経歴書は、まちづくり局指導部建築監察課の窓口、川崎市ホームページ及び(財)まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項に限り市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

- 第6条 診断士は、登録期間が満了するまでに、川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録更新届(第4号様式)を市長に届け出たときは、これを翌年度限りとして延長することができる。
- 2 前項の規定は、再度の延長を妨げるものではない。
 - 3 第1項の規定に基づき更新の手続きを行う者は、登録時から診断士経歴書(第2号様式)の内容に変更があるときは、併せて届け出なければならない。

(身分証明書)

- 第7条 診断士は、川崎市の委託を受けて耐震診断業務を行うときは、市長が発行する川崎市木造住宅耐震診断士身分証明書(第5号様式)を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

(診断士の登録の消除)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による登録を消除しなければならない。
- (1) 川崎市木造住宅耐震診断士登録消除届(第6号様式)により登録消除の申請があったとき。
 - (2) 第6条第1項に規定する更新を行わず、登録期間が満了したとき。
 - (3) 第5条第1項に規定する登録要件を満たさない事由が生じたとき。
 - (4) 市民に不利益を与える等の不当行為を行ったとき、又はその他診断士として不適当と認める事由が生じたとき。
 - (5) 不正な手段により登録を受けたとき。
 - (6) 改修助成制度における業務において、第4号の規定に相当する行為を行ったとき。
- 2 市長は、前項第4号から第6号の規定に基づき登録を消除したときは、その事実を一般に公表するものとする。

(身分証明書の返還)

- 第9条 診断士は、川崎市木造住宅耐震診断士身分証明書の有効期限が切れたときは、速やかに市長に返還しなければならない。
- 2 前条第1項の規定により登録の消除を受けた者は、速やかに市長に川崎市木

造住宅耐震診断士身分証明書を返還しなければならない。

(診断士の再登録)

第 1 0 条 第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定により診断士登録の消除を受けた者で、再度診断士の登録申請を行う場合は、第 3 条第 1 項に規定する講習会の受講を要しないものとする。

2 第 8 条第 1 項第 4 号から第 6 号の規定により登録の消除を受けた者は、消除を受けてから 5 年を経過しない限り、再度、診断士の登録申請を行うことはできない。

(禁止事項)

第 1 1 条 診断士は、第 2 条の業務に関して、市民から報酬を受けてはならない。

(診断士の責務)

第 1 2 条 診断士は第 2 条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行わなければならない。

(指示)

第 1 3 条 市長は、必要と認める事項が生じたときは、診断士に対して指示することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 川崎市木造住宅耐震診断士設置要綱(平成 1 7 年施行)第 2 条の規定により、平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在に認定されている者で、診断士の登録を希望するものは、その旨の書面(任意)を市長に提出することにより、第 5 条第 1 項の規定による登録がなされた者とみなす。

平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録申込書

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第4条の規定により、以下の項目に同意の上、診断士名簿への登録を申請します。

- 1 診断士としての業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 2 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱等、関係規定を遵守すること。
- 3 診断士名簿及び診断士経歴書を、まちづくり局指導部建築監察課の窓口、川崎市ホームページ及び（財）まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項を市民に閲覧させること。
- 4 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第8条第2項の規定に基づき、登録の消除及び氏名の公表が行われても異議を唱えないこと。

申請者個人の情報	
申請者氏名	
住 所	
建築士登録番号	

申請者の所属する建築士事務所の情報			
事務所名			
事務所登録番号			
事務所所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
事務所協会加盟	有 ・ 無		
診断ソフト	有 ・ 無	診断ソフト名	

電話番号・FAX番号は、市民が連絡する際に使用する番号となりますので御注意下さい。

添付書類

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 診断士経歴書（第2号様式）

診断士経歴書

平成 年 月 日現在

診断士	フリガナ 診断士 氏名			
	種別・登録番号	建築士 () 登録 第 号		
	実務経験	年		
建築士事務所 診断士の所属する	フリガナ 事務所名 登録番号			
	所在地	〒 市 区		
	電話番号		FAX 番号	
経歴	年 月 日	実績		
特色	得意分野やアピールポイントなどを記入してください。			

平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震診断士名簿登録更新届

(あて先)川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第6条第4項の規定により、以下の項目に同意の上、診断士名簿の登録の更新を届け出ます。

- 1 診断士としての業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 2 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱等、関係規定を遵守すること。
- 3 診断士名簿及び診断士経歴書を、まちづくり局指導部建築監察課の窓口、川崎市ホームページ及び(財)まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項を市民に閲覧させること。
- 4 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領第8条第2項の規定に基づき、登録の消除及び氏名の公表が行われても異議を唱えないこと。

申請者個人の情報	
申請者氏名	
住 所	
建築士登録番号	

申請者の所属する建築士事務所の情報			
事務所名			
事務所登録番号			
事務所所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
事務所協会加盟	有・無		
診断ソフト	有・無	診断ソフト名	

電話番号・FAX番号は、市民が連絡する際に使用する番号となりますので御注意下さい。

添付書類

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 登録時と変更がある場合は、診断士経歴書(第2号様式)

川崎市木造住宅耐震診断士身分証明書

氏名

事務所名

所在地

有効期限

上記の者は、川崎市の委託等に基づいて土地等に立入り、建築物の耐震診断等を行う者であることを証明する。

平成 年 月 日

川崎市長

注 意 事 項

- 1 この証明書は、他人の土地、家屋等に立入る場合は、必ず携帯すること。
- 2 派遣対象者等を訪問する際は、必ず本証を提示すること。
- 3 この証明書を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 4 本証を紛失又は棄損した場合は、速やかに発行者に連絡すること。
- 5 診断士の登録を削除された場合は、速やかに返納すること。
- 6 本証は派遣対象者の建物の耐震診断等に対するものであり、地震対策の基礎になることを理解し、良心的かつ誠実に行い、不信感を抱かせる言動を慎むこと。
- 7 耐震診断等で知り得た派遣対象者の事情及び内容を、他に漏らさないこと。

第6号様式（第8条関係）

川崎市木造住宅耐震診断士登録消除届

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

次の理由により、川崎市木造住宅耐震診断士名簿から登録を消除したいので、授領した身分証明書を添えて届け出ます。

（診断士登録を消除したい理由）

氏名

印